## パブリックコメントにおいて提出された意見の概要及び意見に対する考え方一覧

番号	項目	ページ	意見の概要	意見に対する県の考え方
1	第三章 1 (2)	6	「手話通訳等入りの広報番組の制作・ 提供」の前に、まず地域のテレビ局であ る群馬テレビの番組において字幕付け を徹底してほしい。 地元のニュースが中心の番組なの に、字幕がつかないため内容が分から ず視聴ができない。	趣旨については理解できますが、番組作成については 群馬テレビが行っております ので、群馬テレビと情報を共 有します。 今後の施策展開にあたっ ては、いただいた御意見を踏 まえながら、事業に取り組ん で参ります。
2	第三章 1 (3)	7	手話通訳者養成は、手話通訳者の雇用 創出とあわせて進めてほしい。 手話通訳者となっても、正規雇用で働け る場所がほとんどない状況。 このような状況では、ますます手話通訳 者の成り手がいなくなる。	手話の普及、理解を一層 図ることが、手話通訳者の雇 用促進に結びつくと考えま す。こうした機運を醸成する 事業に取り組んで参ります。
3	第三章 2 (2)	9	「ろう者が働きやすい労働環境整備」のために、現状把握として県内の聴覚障碍者の就労状況(離職率、職場定着の課題等)を調査してほしい。 手話を解さない人相手には、手話通訳を介しての相談であっても、悩みを理解してもらえないのではという不安と諦めを抱いているろう者が多い。 相談員(ろう者あるいは手話通訳者)が、ろう者が就労している職場を定期的に巡回し、相談に乗る「出張相談会」のような取り組みも検討してほしい。	まずは、事業者がろう者に 対し十分な理解を得られるよう、より一層の情報提供が必 要だと考えます。その上で、 御意見を踏まえ、関係機関と 連携し事業者に対して働き かけて参ります。

## パブリックコメントにおいて提出された意見の概要及び意見に対する考え方一覧

番号	項目	ページ	意見の概要	意見に対する県の考え方
4	第三章 3 (2)	11	手話に関する学習では、手話だけでなく、ろう者の生活様式、工夫等もあわせて学ぶようにしてほしい。 そのために、成人の聾者を呼んで、どのようなことに困っているのか、どのようなことを聾学校で教わりたかったかなどを聞く機会を定期的に設けてほしい。 地域社会に参加して、一個の「聞こえない大人」として生きる方法を、手話「で」学べるところであってほしい。	公教育の場である聾学校に おいては、学習指導要領に 基づいた指導を基本とし、そ の中で、言語としての手話を 学ぶ教育で、言語とを整備できる よう努めて参ります。ろう者 である外部講師等を活用し、 幼児児童生徒に対して、ろう 者としてのロールモデルを示 していけるような機会の設計 していけも学校とともに検討 して参ります。
5	第三章 3 (3)	11	ろう教員の参加する「内部会議や研修において、聾学校外部からの手話通訳派遣費用助成をしてほしい。 ろう教員が仕事をしやすいよう環境を整備してほしい。	手話通訳派遣費用の助成については県立学校は事業しいまなっていないため難しい状況です。手話に関する校内研修の手話の技術向大をといる。 は関うたり、情報保障の方法を検討したりするなど、特定の教職員に負担がからないよう努めて参りたいと思います。